

告 示

埼玉県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド東所沢店

埼玉県所沢市下安松九百六十番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）店舗の施設の配置に関する事項（二の一）

第一 要旨

東側の境界線の住宅二戸と新建築物（荷さばき施設を含む。）との間隔の幅は、「四メートル以上」とし、その生じた空地は、生活環境の保持のため緑地とする。

第二 理由

一 当間隔の幅は、「約二・六〜三・五メートル」で著しく狭隘であるため、生活環境の保持を著しく阻害するので、特に配慮すべき事項である。

二 ちなみに、西側住宅十戸の東側住宅二戸と当西側新建築物との間隔の幅は、「約三・八〜一メートル（緑地）」ある。このことは、東側及び西側の各住宅と当新建築物との間隔の幅において、著しい格差又は偏りがあり、生活環境の保持に対する配慮が欠けていることが明らかである。絶対に容認できない。

三 住宅との間隔の幅が著しく狭隘な場合の新建築物の高層圧力の悪影響は、長期に見て近接住民に対し多大な精神的苦痛を被らせ、社会生活の受忍の限度を超える可能性があることは明らかで、生活環境の保持を無視した一方的、楽観的な当間隔の計画は、絶対に容認できない。生活環境の破壊に繋がる。

第三 参考（近隣住民の生活環境が保持されている現況）

一 当建設地には、森田倉庫（高さ約十メートル）があったが、同倉庫と同住宅二戸との間隔の幅は、約四メートル（緑地）以上あり、生活環境は、保持されていた。

二 平成二十五年十二月、西側住宅十戸の西側に新設したプレゴ（パチンコ、

銭湯等店舗）の自動車倉庫（高さ約一五メートル）」と同西側住宅四戸との間隔の幅は、約五メートル（緑地）以上あり、生活環境は保持されていると思われる。

（二）店舗の施設の配置に関する事項（二の二）

第一 要旨

南東側の境界線の住宅一戸と新建築物（自動車倉庫施設等）との間隔の幅は、「三・五メートル以上」とし、その生じた空地は、生活環境の保持のため緑地とする。

第二 理由

一 当間隔の幅は、「約一・二～一・九メートル」で著しく狭隘であるため、生活環境の保持を著しく阻害するので、特に配慮すべき事項である。

二 ちなみに、当建設地には、森田倉庫（高さ約十メートル）があったが、同倉庫と住宅一戸との間隔の幅は、約三・五メートル（緑地）あり、生活環境は保持されていた。また、平成十五年頃、西側住宅十戸の北側に建設したプレゴ（パチンコ、銭湯等店舗）の自動車倉庫（高さ約十五メートル）と同西側住宅の北側住宅二戸との間隔の幅は、約五メートル（緑地）以上ある。

三 住宅との間隔の幅が著しく狭隘な場合の新建築物の高層圧力の悪影響は、長期に見て、近接住民に対し多大な精神的苦痛を被らせ、社会生活の受忍の限度を超える可能性があることは明らかで、生活環境の保持を無視した一方的、楽観的な当間隔の計画は、絶対に容認できない。生活環境の破壊に繋がる。

第三 参考（近隣住民の生活環境が保持されている現況）

当新建築関係の生活環境の保持に対する悪影響のものを除き、生活環境は保持されていると思われる。

二 縦覧期間

平成二十六年六月二十日から平成二十六年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター